

# 羽切特許事務所

国内のお客様向け

2016年4月1日

日本特許庁の料金改定がありました(2016年4月1日)  
当所手数料の変更はございません。

## 特許手続に関する料金表

	特許印紙 (円)	手数料 (円) [税別]
<b>出 願</b>		
特許出願	14,000 <del>15,000</del>	180,000
2項目目以降の請求項1項毎に加算する額	-	10,000
電子情報処理組織使用手数料	-	8,000
要約書作成	-	4,200
図面 (1図面ごとに)	-	3,800
印書代 (1頁ごとに)	-	7,000
<b>出願審査請求</b>		
出願審査請求	122,000	10,000
2項目目以降の請求項1項毎に加算する額	4,000	-
<b>自発補正 *1</b>		
手続補正書	-	60,000
上申書 (必要な場合)	-	60,000
手続補正書/上申書 (内容が軽微な補正の場合)	-	15,000~30,000
印書代 (1頁ごとに)	-	7,000
コピー代 (1枚ごとに)	-	100
<b>拒絶理由通知対応 *1</b>		
手続補正書	-	60,000
意見書	-	60,000
手続補正書/意見書 (内容が軽微な補正の場合)	-	15,000~30,000
印書代 (1頁ごとに)	-	7,000
コピー代 (1枚ごとに)	-	100
<b>拒絶査定不服審判 *1</b>		
拒絶査定不服審判の請求	55,000	190,000~
2項目目以降の請求項1項毎に加算する額	5,500	
印書代 (1頁ごとに)	-	7,000
コピー代 (1枚ごとに)	-	100

\*1 自発補正・拒絶理由通知対応・拒絶査定不服審判の費用は、当所にて出願時から代理をした案件に適用されます。

FOR PATENTS

# 羽切特許事務所

国内のお客様向け

2016年4月1日

	特許印紙 (円)	手数料 (円) [税別]
<b>成功報酬/特許料納付 *2</b>		
成功報酬	-	100,000
2項目目以降の請求項1項毎に1年毎に加算する額	-	10,000
第1年から第3年の特許料(1年毎の基本料)	2,100 <del>2,300</del>	-
第1年から第3年の特許料 (2項目目以降の請求項1項毎に1年毎に加算する額)	200	-
第4年から第6年の特許料(1年毎の基本料)	6,400 <del>7,100</del>	10,000
第4年から第6年の特許料 (2項目目以降の請求項1項毎に1年毎に加算する額)	500	
第7年から第9年の特許料(1年毎の基本料)	19,300 <del>21,400</del>	10,000
第7年から第9年の特許料 (2項目目以降の請求項1項毎に1年毎に加算する額)	1,500 <del>1,700</del>	
第10年から第20年の特許料(1年毎の基本料)	55,400 <del>61,600</del>	10,000
第10年から第20年の特許料 (2項目目以降の請求項1項毎に1年毎に加算する額)	4,300 <del>4,800</del>	

\*2 第4年分以降の特許料は、各年毎に又はまとめて納付が可能です。2年分以上の特許料をまとめて納付する場合は、2年分以降の当所手数料はそれぞれ50%ディスカウントとさせていただきます。  
拒絶査定不服審判によって特許された場合の成功報酬は、審判請求時の当所手数料と同額です。

	特許/収入印紙 (円)	手数料 (円) [税別]
<b>その他</b>		
<b>出願係属中</b>		
出願人名義変更(1件)	4,200	23,000
出願人の住所、氏名、商号、印鑑等の変更届	-	12,000
<b>権利化後</b>		
特許権移転登録申請(1件)	15,000	40,000
特許権者の住居表示変更による登録申請(1件)	1,000	12,500
特許権者の商号変更による登録申請(1件)	1,000	40,000

FOR PATENTS